

第1 甲の罪責

1 有印公文書偽造罪

甲は、C から、娘 D の市の職員採用試験について、優遇の依頼を受けて、これに応じて虚偽の点数を記載している。そして、これを知らない B が押印することにより、当該文書が作成されている。かかる甲の行為につき、有印公文書偽造罪(刑法(以下、法文名略)155 条 1 項)が成立するか。

そもそも、公文書偽造罪における「偽造」とは、作成名義人と作成者の人格の同一性を偽ることにある。

本件では、「B」と刻した印鑑により押印がなされていることから、作成名義人は B である。一方、作成者は原案作成業務を担当した甲であるように思える。もっとも、甲の業務は B からその一部を任されていたにすぎず、本来は B 自身の担当業務である。そして、当該文書が作成されたのが、B による押印がなされた時であることに鑑みれば、作成者は従来通り B というべきである。

よって、作成者と作成名義人の間に人格の同一性に齟齬が生じず、有印公文書偽造罪は成立しない。

2 有印虚偽公文書作成罪

それでは、甲には、有印虚偽公文書作成罪(156 条)の間接正犯が成立するか。

同罪の成立要件は、①公務員が、②その職務に関し、③行使の目的で、④虚偽の文書を偽造したことである。

ここで、①の「公務員」とは、当該公文書の作成権限の有する公務員のことをいう。もっとも、作成権限を有しない非身分者も、作成権限を有する身分者を通じて法益侵害を惹起することは可能である。よって、甲に間接正犯が成立しうる場合には、B を通じて①の「公務員」が充たされるというべきである。

そして、間接正犯の成立には、㉞他人を道具として利用し、自己の限界を実現する意思を有すること、㉟被利用者を一方的に支配・利用し、その行為を通じて構成要件的行為を行ったことである。

まず、要件①の充足を検討するに、㉞甲は、当該文書を B に作成させることにより、D に対して便宜を図ることができるという、正犯者としての利用目的も有している。そして、㉟ B は、甲が虚偽の数字を記載したことに全く気が付いていない。

よって、甲には間接正犯が成立し得る場合である。

したがって、甲は、作成権限を有する B を通じて、「公務員」に当たる(①充足)。

次に、②甲は、原案作成業務を担当しており、「その職務に関し」に当たる。そして、③甲は、C に対して便宜を図るという「行使の目的」をもって、④虚偽の点数を記載している。

以上のことから、甲の虚偽の数字を記載した行為には、間接正犯として、有印虚偽公文書偽造罪が成立する。

3 有印虚偽公文書行使罪

甲は、B に、虚偽の当該文書を、入試関連のファイルに綴じて人事課のファイルボックスに備え置いていた行為につき、有印虚偽公文書行使罪(158 条 1 項)の間接正犯が成立するか。

本件の場合、虚偽の文書については作成されたに過ぎず、未だ、採用試験の結果として公表などに用いられていないように思える。

ここで、虚偽公文書に対して同行使罪については、行使され得る状態に達した場合には、文書への信頼が損なわれる現実的危険性が生じたとして、「行使し」に当たるといふべきである。

本件では、ファイルボックスの文書は、人事課の職員であれば、誰でも業務のために使用することができる。そうすると、既に行使され得る状態に達しているといえる。

したがって、甲の行為につき、有印虚偽公文書行使罪の間接正犯が成立する。

4 罪数

甲には、有印虚偽公文書作成罪の間接正犯、有印虚偽公文書行使罪の間接正犯が成立し、両罪は目的・手段の関係にあることから、牽連犯(54 条 1 項後段)の関係に立つ。

第2 乙の罪責

1 虚偽公文書作成罪

乙は、虚偽の F の得点を記載したことにつき、虚偽公文書作成罪の間接正犯が成立するか。乙は、甲のときと同様に、当該文書につき作成権限を有する者でないため、間接正犯として同罪が成立するかが問題となる。

本件の場合においても、乙は、B を介して同罪の法益侵害を惹起することができるようにも思える。

もっとも、乙は清掃業者であるため、公務員としての地位をもたない一般市民である。

そして、一般市民による公務員を通じた間接正犯を認めた場合、刑法 157 条 1 項が公務員をして虚偽の申立てをした一般人については、虚偽公文書作成罪よりも軽く罰するといふ、同罪の趣旨が没却されてしまうことになる。

よって、公務員としての地位をもたない乙に関しては、B を介して虚偽の公文書を作成させたとしても、虚偽公文書作成罪の間接正犯は成立しない。

2 虚偽公文書行使罪

前述と同様に、一般市民である乙には、虚偽公文書行使罪の間接正犯も成立しない。

3 結論

したがって、乙は不可罰である。

以上